

安平町国民保護計画（変更案）に関する 意見募集について

この度、「安平町国民保護計画（変更案）」を策定し、北海道胆振総合振興局との事前協議を経て、安平町国民保護協議会（書面開催）において了承されました。

安平町国民保護計画（変更案）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき作成し、国による「国民保護に関する基本指針」の変更に基づく「北海道国民保護計画」の変更を受け、「北海道国民保護計画」との整合性を図ったものです。

この計画変更案に町民の皆さんの声を反映するため、意見提出手続制度（パブリックコメント手続）を実施します。

計画変更案につきまして、お気づきの点やご意見をお寄せください。

募集期間 1月20日(水)～2月10日(水)17時15分まで ※郵送による提出は、当日消印有効

意見を募集しようとする資料 ①安平町国民保護計画（変更案）

②安平町国民保護計画の変更に係る新旧対照表

閲覧方法 ①総務課情報グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧

②町ホームページに掲載 ※見られない方へは、郵送などで対応

意見提出方法等 以下①～④のいずれかの方法により提出

①持参：下記へ提出

・総務課情報グループ（総合庁舎）

・住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②郵送：総務課情報グループへ郵送

〒059-1595 安平町早来大町95番地

③ファクシミリ：総合庁舎 FAX②2026

④電子メール：総務課 bousai@town.abira.lg.jp

意見を提出できる方 ①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

問合せ 総務課情報グループ ☎②2511

第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の 策定について

安平町の地方創生の充実と強化に向け、切れ目ない取り組みを進めるため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、計画期間を令和3年度から令和7年度までとする「第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しましたのでお知らせします。この戦略では、地域資源や潜在している能力を活用した「子育て世代に選ばれるまち」「生涯住み続けることができるまち」の実現を目指す目標を掲げ、安平町を未来に引き継ぎ、将来にわたって活力を維持し続けていくための施策や取り組みを掲げています。

計画の内容は町ホームページでダウンロードできるほか、担当課、各公民館で閲覧が可能です。

なお、令和2年11月20日から12月10日に計画案についてパブリックコメントを実施しましたが、ご意見はありませんでした。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎②2751